

ジョン・ロック『寛容論』の包容・寛容策（四・完）

——同時代の関連諸論考における位置——

山田園子

- 一 本稿のねらい
- 二 現行国教会護持
- 三 包容的国教会（以上第二八卷第一号）
- 四 主教制国教会と非国教徒寛容
- 五 非国教徒の信仰の自由（以上第二八卷第一号）
- 六 包容・寛容策（以上第二八卷第三号）
- 七 ロックの包容・寛容策（本号）

六 包容・寛容策（承前）

包容・寛容派独自の「国民教会」構想について、とくに『バクスターの遺産』に収録されているハンフリーの「寛容を伴う包容」に注目したい。この「寛容を伴う包容」は、同内容で *Comprehension with indulgence* のタイトルをもつ独立した論考としても出版され、ロックもそれを所持した。これにウィングのカタログは一六八九年の出版という推測を与えるが、この論考にはタイトル頁がなく、出版にかんする情報は不明である。文書の内容、事実経過、『バクスターの遺産』における収録箇所やその周辺の文脈、及びウィングが一六七三年の出版と推測するハンフリーの *Comprehension promoted* の内容に照らして考えると、「寛容を伴う包容」は最初に、結局は成立しなかった「緩和法案」

が議会で提出された一六七三年春先に執筆、その後議員に提出、公表されたのではないかと私は推測する。⁽¹⁰⁾

「緩和法案」はローマカトリック教徒以外の非国教徒の包容による国教会再編をねらって、議員の一部によって提出された。⁽¹⁰⁾「寛容を伴う包容」は「緩和法案」を支持して国教会への非国教徒の包容をまず求め、包容に応じない者達については寛容を言う。この寛容とは、包容に伴う便益を非国教徒に与えないが、彼らを迫害、処罰しないということである。しかも寛容される非国教徒について、ハンフリーは次のように言う。

「実際、彼らは管区や主教監督下にある教区教会の一員ではないし、そうなることを求めてもいないが、しかし、陛下の下にある国民的な National 教会内に包容されることを、彼らは拒否せず求めている。⁽¹¹⁾」

主教制国教会に信徒せず、その教区教会に参加しない非国教徒が、「陛下の下にある国民的な教会内に包容される」という奇妙な記述は、ハンフリー自身の教会観に由来する。彼は教会を「普遍的」、「個別的」、「国民的」教会の三種に分類する。「普遍教会」はキリストだけがその頭である教会であり、「個別教会」は牧師等によって率えられる各信徒集団を意味する。「国民教会」は王がその至高の頭となる教会である。包容に応じない非国教徒集会でも、その存在を「国民教会」の長である王が許容すれば、この集会は王を彼らの上に立つ頭としていたたく存在と把握され、従来からある教区教会ともども「国民教会」の構成単位とみなされる。この点にかなするハンフリーの言は次のものである。

「これらばらばらの集会や礼拝用の場所を、かつて王が宣言によってそうしたように、王と議会が法律によって快く許容するならば、私は次のように言わざるを得ない。このことによってそれらの集会は、教区会衆と同様に、直ちに国民教会を構成する不可欠の部分になるに違いないと。そうなると、上に立つ頭としてわれわれが王をいたたくのと同じ意味で、それらの集会も王を上立つ頭、すなわち、すべての者にたいする至高にして強制力ある統治者とし

ていただくことになり、王は福音の秩序をどの会衆にも守らせ、かつ非本質的事柄においてそれらの組織を監督して、王国の平和に資する以外のことは何もなされないことになる。⁽¹⁶⁾」

ハンフリーの見解では、国教会と意見や儀式を異にし、従来からある教区教会制には包容されない非国教徒であっても、王が彼らの集会を認め、かつ彼らが王に服従すれば、「陛下の下にある」「国民教会」の一員とみなされる。こうした「国民教会」観をバクスターやコーベツトも共有した。バクスターは「分離派以外のすべての教会はイングランド教会を構成し、その本質はキリスト教徒統治者と各キリスト教会の連帯にある」と述べ、さらに『国民教会について』（一六九一年）においては、「国民王国教会 National Kingdom-Churches」という言葉も用いた。⁽¹⁶⁾ またコーベツトは、王を「共通の父」、イングランド教会を「われわれの母」と呼び、王が頂点に立つ「国民教会」において一体化した国民から成り立つ「包容的国家」においてこそ、国家の「安全保障」や「共通の平和」が確保され、それがイングランドの対外的な力を強化することになると考えた。⁽¹⁶⁾

包容・寛容派は旧来的国教会の枠組みを打破し、王が寛容した非国教徒集会をもその構成単位とみなす、幅広い「国民教会」を唱えた。この「国民教会」の基盤に、包容・寛容派は「教区教会」をすえる。この「教区教会」は従来の教区教会を継承しつつ、非国教徒集会をも包含する新たな組織概念である。バクスターらが教区制を重視したのは、統一法が非国教徒牧師を排除して従来の教区から司牧者を奪い、洗礼、教育や説教の機会を教区民に失わせた事態を憂えたからである。バクスターは次のように「教区教会」を定義する。

「教区教会は、異教徒や傍聴者とは区別された、キリスト者の王国または国民教会を構成する部分であり、寛容されるだけでなく、規律正しく構成、維持、奨励され、聖書、理性と故事に合致する最も標準的な教会である。⁽¹⁶⁾」
彼にとって「教区教会」はすべての国民にたいして、どんな貧困層にも開かれた説教と礼拝の拠点だった。貧困と

重労働のために自分の魂に配慮する余裕もなく、無知に放置された人々の救いの手がかりとして彼が期待したものが、「教区教会」とその牧師である。バクスターは主教制国教会の教区制の枠をはずし、非国教徒集会をも「教区教会」とみなして、「国民教会」の構成単位と位置づける。その一方で、「国民教会」や「教区教会」の概念自体を拒否する徹底した非国教徒を、バクスターやハンフリーは、価値ある多数者を排除し少数者だけの私的な集会を作る「分離派」と非難した。⁽¹⁰⁾ この点についてバクスターは、具体的に独立派を念頭において、次のように語る。

「独立派の寛容に反対する人々は、独立派としての自由を彼らに拒否するのではなく、分離に反対するのだ。すなわち真摯な牧師をもつ教区教会の外部において、別の教会を集めることに反対する。もし彼らが分離せず、独立派の原則でもって教区教会に加わろうとしたのであれば、私も、そして私の仲間の誰も彼らに反対せず、教会を改革する彼らの努力にも反対しなかつただろう。…事態はまったく異なる。自分の良心上つまずきとなる宣誓、署名、礼典、儀式等を拒否することと、そうした儀式、礼典、宣誓や署名が求められてはいないのに、教区教会を独立派が拒否することとは同じではない。⁽¹¹⁾」

新たな「教区教会」を基盤とする「国民教会」の具体的なあり様は、コーベットの記述に明らかである。彼は、「国民教会」を統括するのは二六人の主教ではなく、九千四百人の牧師だと主張し、牧師とその下にある長老と執事が管理する「教区」を基盤とする教会体制を理想的なものだと考えた。⁽¹²⁾ そのお手本になるのはスコットランド教会の教区制であり、ジェイムズ王のものとはされる発言として、コーベットは次のような引用をする。

「どの教区にも牧師がつねに人々と共にいて、彼らを見守る。そして長老や執事と共に、牧師は毎週集会を開き、人々の風紀を問題にする。…何かの異端が牧師に取りつかないように、教区には長老がいて、彼らも毎週一度近隣の主要な町や都市で会合し、そこで聖書講読をやる。…もし長老たちの意見が分裂すれば、当該問題の議論は保留され

て、直近の教会会議へもちこまれ、∴該当地域や管区の全牧師は当然のことながら、長老と共にそれに出席する。当該問題はその会議で決着がつけられるか、または議論が保留されて全国教会会議へあげられ、∴そこへは牧師だけでなく、王自身や彼の代理、そして彼らの論争に決着をつける権限を十分に付与された、あらゆる地位や階層の人々がやって来る。⁽¹²⁾

元は長老派擁護をねらったと思われるこの文章は、コーベットの論考の文脈においては、主教制国教会とは異なる「国民教会」像を明確にするために引用された。「国民教会」は「教区教会」を基本単位にして、教区民と密着した牧師、牧師の補佐役である長老や執事、重大事を決定する地域的、全国的な合議体、そして教会の頂点に立つ王から構成される。

徹底した非国教徒と異なり、包容・寛容派は信仰共同体と世俗共同体を分離せず、教会と国家の一体性を疑わない。バクスターが「王国の統治」と言うとき、それは教会統治または世俗統治だけを意味せず、教会と国家の両者における王による統治を意味する。彼によれば、「国民教会」はキリスト教徒の支配者と臣民から成る「キリスト者の王国」だった。「国民教会」においては、一定の型をもつ公共礼拝の執行が国家の連帯と統一に必要とされ、公共礼拝儀式の様式等に異論をもつ聖職者には、ささいなことで「国家」と意見を異にする、あるいは「不服従の罪」や「罪深い分離」を犯すという非難を、バクスターやハンフリーはあびせた。⁽¹³⁾

包容・寛容派が「分離派」やセクトと非難する人々は、一定の公共礼拝等の様式が自分達の集会には強制されないにもかかわらず、それを問題視し、「国民教会」や「教区教会」の存在をあくまで拒否する人々である。「分離派」にたいする包容・寛容派の具体的な対策は明らかではないが、おそらく彼らは、「分離派」の宗教活動自体に暴力的な迫害は加えないものの、一種の違法行為者として彼らを「黙許」しつつ、「包容的国家」の国民の枠から排除すると

考えられる。オウエンあての書簡において、バクスターが彼らの「分離」を恐れ諫めたのは、このためだった。

一方、国家的な教会体制の存在や公共の礼拝儀式等に異論をはさまなければ、その様式等を自分達の集会には適用しない非国教徒でも「耐忍」・寛容され、「国民教会」や「教区教会」の一員、かつ「包容的国家」の国民と見なされる。バクスターらは旧来の国教会から引き継いだ教区教会はもとより、寛容された長老派や独立派の会衆教会の一部をも「教区教会」とみなす、「国民教会」構想を打ち出した。今関恒夫氏はそれを「教派的禁欲を教区共同体のなかにもちこもうとする困難な道」と見るが、実際には多くの非国教徒が教区の機能や役割を完全に拒否せず、また国教会と非国教徒集会の間を、官職保有等の実利のためだけでなく、行き来する俗人信徒がすでに多数存在したことを考慮すれば、まったく現実性のない構想ではなかった。⁽¹⁵⁾

教会と国家の一体性を認める包容・寛容派は、世俗統治者が一定の宗教的な役割や権限をもつことを否定しない。世俗統治者の権限について、ハンフリーは「積極的」強制権と「消極的」強制権という観点から議論する。

ハンフリーは護持派のパーカーを非難した『良心の問題』において、世俗統治者は人間の内面や良心にはそもそも踏みこめないと主張した。ある者が良心上のつまずきから国教会へ来ないとき、世俗統治者はその者の良心自体を「積極的に強制してはならない」。つまりその者の良心に反して、強制的に国教会へ出席させてはならない。国教会への出席を積極的に強制すれば、教会に来ないことがただちに世俗統治者への不服従と罪深い分派行動を意味するからである。⁽¹⁶⁾ そのため、「至高の統治者が教区集会へのわれわれの義務を緩めるならば、もはやわれわれは拘束されず、不正は（この点では）なくなり、分派も消え去る」と彼は期待した。⁽¹⁶⁾

だが、世俗統治者は人間の外的行動、及び神が規定していない非本質的事柄において決定権をもち、そこで世俗の剣を使用できる、と彼は言う。世俗統治者は魂の善のための神の使者であり、その権力は世俗の事柄にとどまらず、

神の意志が執行されるよう配慮することにも及ぶからである。この点で、世俗統治者はその剣を「消極的」に用いて、国教会へ来ない人が「良心に従って行動することがないよう」にすることはできる。ハンフリーは次の例を示す。ある者が良心に従って第五王国派の主張を受け入れ、それゆえに世俗統治者への抵抗を試みる場合、この者の良心に反して「本当の神」を受け入れるよう、世俗統治者は強制できない。だが、良心に従った行動が世俗統治者への抵抗という事態に至れば、その外的行動を統治者は罰してよい。⁽¹⁰⁾

こうした世俗統治者の権限については、バクスターやコーベットにも異論はない。バクスターは、サープリス着用、洗礼時十字やイエスの名でのお辞儀等の儀式について、良心との関係でどこまで自由が許されるかは、「陛下」が判断すべき問題だとして、非本質的事柄への世俗統治者の関与を認めるが、特定の儀式等に疑問をもつ牧師や信徒にそれらを強制することには反対した。⁽¹¹⁾ さらにコーベットは、次のような長老派の見解を引用して、世俗統治者の宗教的権限を設定する。

「世俗統治者には、教会の事柄にかんして非本質的事柄を定め、秩序を正し、規制する権力が、政治的な方法において許される。そのため、神礼拝、規律や統治において教会が腐敗すれば、それを統治者は正当に改革する。…正式には教会の事柄や法令であっても、それを職務とする教会人によって適正に運用されるよう、統治者は政治的に配慮する。宗教の事柄において統治者は、彼の管轄下にあるあらゆる人々や事物にかんして、もともと政治的な強制、懲罰、矯正権力をもつ。⁽¹²⁾」

コーベットは、公共礼拝の様式は人間の深慮と決定に委ねられるべきであり、一定の様式の使用を世俗統治者が最終的に決めると考えていた。だが、世俗統治者には霊的権力はなく、現行の様式に良心上のつまずきを感じる人々を強制はできない。彼は礼典の見直しに積極的な聖職者の発言から、次の言葉を引用する。「彼らが不当と判断するど

んな行ないにたいしても、彼らの繊細な良心が強制されるのは、陛下の本意ではないと確信する。」非本質的事柄にかんして、コーベットは世俗統治者や国教会側に度量を望み、「あらゆる党派や主張を受容する体制が見出されるならば、そこにおいて国民の平和が確たるものにされ、この国にとって疑いもない利益となるだろう」と期待した。⁽¹⁰⁾

以上で検討したバクスターら包容・寛容派の見解を、当初設定し議論を進めた論点の順に従って、ここで整理しておきたい。

第一に、彼らはまず、包容策に立つ国教会制度の改革を主張する。彼らは統一された公共礼拝等の必要性は認めるが、神授権主教制に立つ従来の国教会制度には反対した。彼らは国教会側に度量 Latitude を求め、教会統治、礼典や儀式の改訂によって、できる限り多くの非国教徒を新国教会へ包容しようとする。

第二に、彼らは包容策だけでなく寛容策も考える。新国教会での礼拝や規律を自分達の集会では採用できない非国教徒を彼らは寛容する。ただし、異端、狂信者や「分離派」とみなされた者は寛容の対象にならない。一部の非国教徒に寛容策を主張する積極的理由としては、通商等に従事する彼らの経済力が期待されていること、そして消極的理由としては、非国教徒の信仰は暴力では変更できず、苛酷な迫害は彼らを敵として団結させるという認識の存在を指摘できる。寛容されれば、彼らはさまざまな集会や見解へと分裂していき、党派対立が抑制されて、かえって統治者からの保護を期待する穏和な存在になると考えられている。

第三に、寛容されうる非国教徒の集会は、旧来からある教区教会と共に、包容的国教会下における新たな「教区教会」とみなされ、この新たな「教区教会」を基礎に王を頂点とする「国民教会」が構想される。「国民教会」は各「教区教会」の牧師、その補佐役である長老や執事、彼らの合議体、そして頂点に立つ王から構成される。公共礼拝における様式等には統一性が求められるが、「教区教会」を構成する非国教徒の集会においては、それぞれの牧師の

裁量が許される。

第四に、包容的国教会を拒否し、さらに「教区教会」の一つになることをも拒否して、「国民教会」に組み入れられない人々を、包容・寛容派は「分離派」やセクトと呼び、彼らには寛容を拒否した。包容・寛容派は教会と世俗国家の一体性を認め、「国民教会」は、王を頭にもつプロテスタント教会として、イングランドの「包容的国家」と同延性をもつことになる。「分離派」等は、彼らの信仰自体にはおそらく暴力的迫害を受けないものの、違法行為者として、「国民教会」及び「包容的国家」の国民の枠から排除されることになる。

第五に、世俗統治者・王は教会の頂点に立つ者として、教会統治にイニシアティブをもち、宗教上の非本質的事柄において決定権をもつ。世俗統治者は信徒の良心自体に強制を加えてはならず、その決定権には最大限の度量が期待されるが、良心に従った結果現れた外的行動にたいしては、処罰等の形で関与することが認められる。

七 ロックの包容・寛容策

ロックの『寛容論』は包容・寛容策をとるものの、包容、寛容それぞれの策について詳細な具体像を明示していない。ここでは、ロックの包容・寛容策の議論の特質にせまるために、本稿で検討してきた五大別される議論のそれぞれと彼の議論を照合させ、『寛容論』が当時の論争の中で占める位置を考えたい。その上で、当時の論争が『寛容論』につきつけた課題、すなわちロックの今後の寛容論の展開を考える上で、一層の議論や考察を要する点を指摘して、本稿のしめくりとしたい。

まず、非国教徒にもっとも冷淡な態度をとる護持派の議論と照合させると、『寛容論』は次の点で護持派と問題意

識を共有する。

第一に、宗教を世俗社会の紐帯に不可欠と考え、宗教的見解の分裂が社会の崩壊につながることを恐れる。
 第二に、イングランド教会と世俗国家の一体性を必ずしも否定せず、国教会による宗教統一自体を拒否する考えはない。

第三に、非国教徒への警戒心はあり、とくに国教会制度の改変を非国教徒が企図、主張することを禁じる。
 しかし、護持派とロックは次の点で明らかに相違する。

第一に、ロックは、宗教的見解の分裂が社会の崩壊につながることを恐れるものの、『寛容論』の加筆修正が進むにつれて、宗教上の異論の存在が直ちに公共社会の妨害や破壊につながるとは考えなくなる。むしろ、宗教上の異論や非国教徒の存在が世俗統治にとって脅威にならない策をさぐるうとする。

第二に、非国教徒を寛容すれば、彼らは連帯を強化して国家の内部分裂を促すという護持派の恐怖感を、ロックは疑問視する。彼は護持派のパーカーに、「意見が分裂して小さなセクトになっていくことは、それほど統治にとって危険なことだろうか」と反問し、むしろ、非国教徒の弾圧こそ国家統一に有害だと強調する。⁽¹²⁾

第三に、国教会による宗教統一自体をロックは拒否しないものの、護持派が支持する神授権主教制を嫌悪し、現行国教会体制には反対した。とくに国教会主教による按手式をつうじた聖職叙任を彼は問題視した。

第四に、寛容策はもとより包容策さえ護持派は反対するのに対し、ロックは「広教主義」という言葉を用いて、現行国教会における儀式や規制の見直しの必要性を説き、それが世俗統治と教会の安定に必要なだと考える。

主教制国教会支持者の中で、この第四の考え方を積極的に打ち出すのが、包容派である。彼らは国教会のある程度の改編を考え、そのために自然科学等の新しい学問や方法の摂取と開発に熱心だった。包容派は護持派と同様、非国

教徒を寛容しないが、彼らの国教会再編に応じる非国教徒がいれば、そうした人々を国教会に受容する姿勢は示した。こういう論調を顕著にする人々を、護持派は「広教主義者」と呼んで非難する。

ロックは、この包容派、広教主義者と次の点で共通項をもつ、または彼らから学んだものがあると考えられる。

包容派、広教主義者は非国教徒の熱狂や理性軽視を嫌い、そうした熱狂を冷却する方策を模索した。それが王立協会による自然哲学の振興につながる。そこには、国教会の教理を自然哲学の俎上に置いて、国教会の「理性」を鍛錬し、「キリスト教の道理」を確立するというねらいがあつた。ロックは非国教徒を一貫して「狂信者」と呼んだように、彼らの熱狂や非理性的な言動を嫌い、警戒するが、こうした嫌悪や警戒を非国教徒にむきだしに表すことを抑制し、まず国教会側の努力を求めた。『寛容論』は「広教主義」という語をわざわざ用いて、煩瑣な礼拝様式の見直しを国教会側にせまり、かつ難解な教義論争への熱中を慎ませようとする。『寛容論』はロック自身の「広教主義」の中味を明らかにするものではないが、包容派、広教主義者が強調する自然哲学の振興、そこでのジェントルマン層の役割、そしてそれによって鍛えられるべき「キリスト教の道理」に、ロックはすでに無関心ではいらなかったと考えられる。

しかし、次の二つの点でロックは包容派、広教主義者の議論に難点を見出したと思われる。一つは、包容派、広教主義者が、護持派と同様に神授権主教制を支持し、かつ教会の長である王の権力を神授のものにとらえたこと、もう一つは、彼らが礼典や礼拝様式、聖職執行の条件等の緩和を言うものの、どの程度の度量 Latitude で国教会の門戸を広げ、どの非国教徒を実際に包容できるのか、包容派のあいだで明確かつ一貫した見解がなかったことである。現に護持派は、広教主義者の包容の適正程度 *due latitude* が不明であり、それは結局、普遍的な寛容につながると非難した。おそらくロックも彼らの議論から包容の適正程度を知ることができず、しかもあくまで神授権主教制を支持する彼ら

の包容策を支持できなかつたと考えられる。

こうした包容派の問題をふまえて、主教制国教会の存続と非国教徒の寛容を両立させる議論が一人の匿名者によって展開される。この議論は歴史的に実現を見たものであるが、『寛容論』執筆の当時においては少数意見だったと思われる。ロックがこの議論から吸収したものがあるとすれば、それは次の三つの認識に整理できる。いずれも非国教徒の寛容を支持することにつながる。

第一に、クラレンドン法典下での非国教徒迫害は、国内の宗教分裂を激化させて、カトリック諸国の侵略を導き、かつ経済力ある非国教徒を国外流出させて、国家を破滅させる。

第二に、非国教徒の寛容が国家を解体することはない。彼らは自分達の教会を維持できれば、彼らを寛容してくれる国家への忠誠を篤くし、国家や国教会の敵にはならない。

第三に、非国教徒の寛容による宗教活動の活発化に促されて、国教会聖職者の資質や規律の向上を期待できる。

この匿名者は主教制国教会の存続を支持するが、こうした国教会徒さえ非国教徒の寛容を唱える背後には、現行国教会の墮落、叙任等をめぐる容易に妥協を許さない見解の対立、そしてクラレンドン法典がもたらす「通商と国力」の衰退、という事態にたいする強烈な危機意識を伺うことができる。この危機感のあまり匿名者においては、国教会の存続を言いながら、非国教徒の寛容を支持することで、一国一教会の原則が事実上崩壊してしまう。一国一教会の原則は護持派、包容派、そして包容・寛容派に通じて見られるものであり、ロックにおいても、少なくとも『寛容論』の段階では、放棄されていない。ロックは非国教徒の寛容を考慮する一方で、王がその長である国教会制度の改変を、「臣民」・非国教徒にはけつして許さなかつたからである。

この点で、『寛容論』はオウエンらの徹底した非国教徒の寛容論を丸ごと支持できなかつた。彼らの議論からロッ

クは学ぶものが多かったとはいえ、包容策を完全に拒否する彼らの主張には同調できない。オウエンらの非国教徒の議論が『寛容論』に通じる点、または彼らの議論からロックが学んだと考えられるものは、以下の三点に整理できる。

第一に、世俗統治の本質を臣民の「自由とプロパティ」の保護に置く。ロックは世俗統治者の職務を「この世の平和と臣民のプロパティの保護」のみに限定し、個人の宗教的思弁はもとより、この世の事柄においても世俗統治者は「公共善にかかわる」以上の事柄に介入してはならないとした。

第二に、宗教的な見解の相違を社会的な紛争にしてしまう要因として、主教制国教会に加担した世俗権力による強制を指摘する。宗教的な徒党を組む者達を世俗政府が公平に処遇し、彼らに当該社会の正義と保護を平等に享受させれば、彼らは公共社会の敵にはならないという認識を、『寛容論』の加筆修正過程において、ロックはもつようになる。

第三に、非国教徒自身が強調する次のような非国教徒の特性をふまえて、彼らへの迫害は世俗統治の安定に逆効果であるとロックは気づき、彼らにたいする冷静な議論を展開するようになる。まず、非国教徒が即、政府や公共社会の破壊者や敵対者ではないこと。次に、彼らに宗教の自由が認められれば、そうした待遇ゆえに社会内で満足して慎重に行動するようになり、かつ互いに議論を検証する機会が与えられるので、強制がなくても愚かな意見や誤りが抑制、淘汰されていくこと。そして非国教徒はその勤勉、経済力、技術力によって国力の担い手になりうること。

『寛容論』手稿の書き始めにおいては、非国教徒の宗教礼拝を世俗統治者が規制できると主張していたロックが、その主張を加筆修正段階で改めた背景には、稿を進める間に、先の匿名者がつ危機感や非国教徒が表明する非国教徒観に、ロックが何らかの形で触れる機会をもつたためと考えられる。

だが、ロック自身は非国教徒にはならず、また包容策を拒否する非国教徒の議論に同調しなかった。『寛容論』段階でのロックが、オウエンらの非国教徒と見解を異にする点、または非国教徒ほどに自己の寛容論を徹底させられなかった原因は、次の三つに整理できる。

第一に、クエイカー教徒ペンは、世俗統治の本質をあくまで臣民の「自由とプロパティ」の保護におき、教会と国家の完全分離を主張して、非本質的事柄にさえ世俗統治者が介入することを拒否する。他方ロックは、世俗統治者の職務を「この世の平和と臣民のプロパティの保護」のみに限定するものの、宗教札押を非本質的事柄にするかどうか、そして宗教上の非本質的事柄にたいする世俗統治者の権限について、『寛容論』手稿間で見解を定められなかった。⁽¹²⁾ ロックの場合、世俗統治者の課題として「この世の平穩」が強調されるあまり、その職務に非本質的事柄への配慮がすべりこむ可能性が、完全に排除されているとは言えなかった。

第二に、宗教上の見解の多様性にこそ「共同体の調和」が存するという、オウエンがもつような非国教徒への積極的な期待は、ロックにはない。ためらいがちにはあれ「狂信者」と呼び続けたように、ロックには非国教徒への警戒心があり、彼らへの寛容を言うのは、宗教上の見解の多様性を積極的に奨励するからではない。非国教徒にたいする冷静な認識を得るようになるもの、ロックが非国教徒の寛容から期待したことは、彼らが国家にとっておとなしい「友」になる、または寛容によって彼らが対立と分裂を繰り返し弱体化していくことだった。

第三に、オウエンらは包容策を拒否したのに対し、ロックは包容策を前提にして非国教徒の寛容を言う。徹底した非国教徒が包容策を拒否したのは、包容策が結局、国教会に包容できる者とできない者との選別の上に成り立つからである。非国教徒の多様性を積極的に期待し、どの非国教徒の見解も「正統」であると確信する非国教徒にとって、こうした選別は許せなかった。他方ロックは、包容策をつうじた宗教統一の考え自体は放棄しない。それには、二つ

の理由が考えられる。まず、救済の道は自分で選択するもの、という信仰の内面化にかんする認識があつても、どの非国教徒の見解も「正統」と言い切れるほどに、非国教徒への警戒心がロックから消え去っているわけではないこと。次に、ロックは「共同体の調和」を非国教徒の自由で多様な活動の中ではなく、王が頂点に立つ再編された国教会をつうじた国民統合の中に見たことである。非国教徒の寛容を語つても、国力増強と統治の安定に彼らが資する限りで、という限定を付すロックにとつて、国教会に包容される者、寛容される者、そして寛容されない者、という非国教徒の選別が念頭にあつたものと考えられる。

こうした選別を伴うロックの包容・寛容策は、五大別される議論の中では一見したところ、バクスターら包容・寛容派のそれに最も近い。ロックもバクスターらも、現行主教制国教会を非難し、国教会の改編によつてできるだけ多くの非国教徒を国教会に包容することを求めた上で、包容的国教会からはみ出る人々の一部に寛容を主張したからである。だが、こうした類似性の下で、両者の包容・寛容策には問題意識や視点の明確な相違がある。いずれも自身が牧師であるバクスターらの包容・寛容策は、主教制国教会からも非国教徒からも見放された教区民の司牧という問題意識から議論され、かつ寛容された非国教徒の集会を「教区教会」として、「国民教会」の構成単位に組み入れる視点をもつ。これに對して、ロックの包容・寛容策は、『寛容論』冒頭に明らかなように、世俗統治者や政府の目的から説き起こされた宗教政策論であり、そうした政策遂行において、非国教徒は受身にまわる存在でしかなかった。

バクスターらが問題視したのは、統一法によつて牧師が放逐された教区に放置された人々のことだった。彼らは牧師を失い説教も聞けないままであるが、自覺的に非国教徒集会に参加することもなければ、非国教徒牧師が彼らの家を訪問することもなかつた。そうするには彼らはあまりに貧困だったからである。一方、ロックが『寛容論』で問題視したことは、統一法によつて放置された貧しい教区民の救いではなく、国家の安定、平和と繁栄である。そのため

に、非国教徒の存在がひき起こしそうな問題を、包容・寛容策によって未然に防ごうという問題意識が『寛容論』から看取できる。さらに、『寛容論』は包容・寛容策を語っても、包容的国教会における非国教徒集会の位置づけを積極的、具体的に議論しない。包容・寛容策自体にロック自身の獨創性があるとは言えず、それどころか、バクスターらの包容・寛容策に比べると、議論の具体性に欠ける面さえある。こうした『寛容論』に、具体性に欠けた便宜的色彩の強い、統治者の視点に立つ宗教政策論と難色を示すこともできるだろう。⁽⁸⁾

しかし、当時の議論の中で『寛容論』が際立つのは、五大別される議論に登場する重要な論点や策のすべてにロックが通じ、その上でどの見地にも一概に組せず、世俗統治の視点に立った宗教政策論として、包容・寛容策を打ち出したことである。当時の議論に登場する、国教会存続、国教会改編、非国教徒の自由や教区民への配慮にかかわる、それぞれの主張者にとって切実な要求や策はいずれも、『寛容論』において荒削りにではあるが、一定の方向性をもった王政復古期の国家・国教会再編策へと鑄直されていく。この方向性は『寛容論』の次の箇所において明示される。

「彼ら〔教皇主義者〕を抑制することは：プロテスタントのあらゆる党派を、われわれの援助と防衛のために、より緊密に結びつけることになる。というのも、プロテスタントの長としてのイングランド王の利益は、われわれの間にいる教皇主義者を冷遇することで、大いに改善されるであろうから。：統治を国内での騷擾から守ること、そして外からの侵略に対して防衛すること、その両者にかんして言えば、狂信者〔非国教徒〕は、現存する統治にとって有用かつ支えとなるものに、そして可能なかぎり健全なものにされることが、必要だということである。それを現実にしうるものは次のことかない。彼らの心を変えることができ、そしてあなたの信念へと彼らのそれを向けさせるもの、あるいはたとえ彼らが自分の見解を手放さないにせよ、しかし、彼らの敵意を抑制し、かつ教会の子ではないとして

も国家の友になるよう説得しうるもの。」⁽¹⁸⁾

ここから伺えることは、ロックの包容・寛容策は、当時のイングランドにおける反教皇主義感情を土台に、イングランド国家の自立と対外的発展に不可欠の策として想念されていることである。包容・寛容策によってロックが求めたものは、イングランド王を頂点とする、教皇主義に対峙しうる国内、国外プロテスタントの連帯にあった。こうした連帯を支えにしてイングランド王は、全欧支配をもくろむ教皇主義の「普遍的君主制」を、全欧プロテスタントの長として圧倒していけるであろう。この種の期待を非国教徒も共有するが、彼らはそれが政教分離に立つ徹底した寛容策によって実現されるべきだと考えるのに対し、ロックの場合、非国教徒寛容以上に包容的国教会の必要性が強固に意識されていた。イングランド国家の近代化と国際的リーダーシップの確立のために、「寛容論」は、旧来の主教制のそれではないとしても、王が頂点に立つ国教会の必要性を説いたのである。それは、ゴードン・シヨシエットの指摘を借りれば、ローマカトリックに替わってイングランド国家と教会が主導する、プロテスタントの「キリスト教共同体」形成の志向と言える。⁽¹⁹⁾

むろん、こうした『寛容論』の論調が、その後の歴史的推移とロック自身の経歴を経て、どのように変化し、あるいはしないのか、また『寛容論』と晩年の『寛容書簡』との関係も、当然問題となってくる。以下では、ロックの寛容論の今後の展開を左右するものとして、同時代の関連諸論考が『寛容論』につきつけた課題を、本稿の議論を元に四点に整理し、しめくりとしたい。

第一の課題は、徹底した非国教徒が明らかにした教会・信仰共同体と国家・世俗共同体との分離である。この非国教徒は、宗教統一に依存した王ではなく、異論をもつ臣民の王に、「普遍的君主制」に対抗しうるイングランド国家の繁栄を期待する。他方、ロックは非本質的事柄の設定や、それをめぐる世俗統治者の権限について、『寛容論』

手稿間において議論を左右させた。そのことは、国家と教会、世俗統治者と宗教との関係に、ロックが模索を続けていた証拠であり、この模索は『寛容論』以降も続行される。国家と教会のそれぞれの本質、機能、編成について考察が深まるにつれ、自身の包容・寛容策にも修正等がせまられるだろう。

第二に、ロックの国教会観が問題となる。『寛容論』は国教会制度自体は拒否せず、神授権主教制の廃止と、「広教主義」に立つ国教会再編を漠然と語るにとどまった。国教会制度を拒否しない限り、ロックには次の点で議論が求められる。包容策の中味、非国教徒の存在をふまえた上での国教会制度の必要性、神授権主教制に替わる新国教会のあり方、そして新国教会における非国教徒集会の位置づけについてである。これらの問題を考える上で、現行国教会体制にたいする包容派、広教主義者の批判的態度は、「広教主義者」という用語を積極的に用いた友人ファウラーなどをつうじて、ロックに大きな影響を与えたと思われる。彼らは、自然哲学の振興をつうじて人間の理性の力を高め、国教会の教理や規律の鍛え直しと、「キリスト教の道理」を明確にしようという意欲をもっていたからである。

第三の課題は、ロックの非国教徒認識にかかわる。先の匿名者、非国教徒、そして包容・寛容派は皆、非国教徒の経済力、技術力に注目し、彼らの迫害は国家に経済的損失をもたらすと憂慮した。護持派さえも非国教徒の経済力に気づいてはいたし、一六六〇年代末には、非国教徒寛容の経済効果が議会委員会で確認されている。だが、『寛容論』は非国教徒の生活実態を充分に把握しているとは言えない。『寛容論』は、彼らを国内産業の振興と国際的競争力の担い手として積極的に位置づけおらず、非国教徒の寛容と国力との関係については、将来の論点として指摘するにとどめる。国家的な経済政策、非国教徒の経済活動、そして非国教徒寛容と国益との連関にかんするロックの理解が深まるにつれて、彼の非国教徒認識や寛容策に一層の具体性と積極性が出てくるものと期待される。

第四の課題として、教皇主義にかんするロックの見識が問われる。当時のどの立場の論者も教皇主義には不寛容で

あり、自分が唱える策こそ教皇主義の蔓延を防止すると強調した。とくに非国教徒は、非国教徒の徹底的な寛容こそが、教皇主義に立つ「普遍的君主制」に対抗できる道だと主張した。他方、『寛容論』は反教皇主義を明確にするが、その具体策としては「冷遇」や「苛酷な」処遇を言うにとどまる。包容・寛容策を統治者の視点に立つ宗教政策として充実させるためにも、ロックには、プロテスタント系非国教徒の実態認識と共に、教皇主義諸国や信徒の実態等にかんする見識を深め、たんなる「苛酷な」処遇を超える、国家レベルの対教皇主義政策を構想することが求められる。

『寛容論』周辺の多様な議論があぶり出したこれらの論点は、非国教徒の処遇を語るにとどまらない広がりを持ち、その後の知的活動や国家政策にかかわる実務を遂行する上で、ロックが実際に直面する課題となる。国家と教会それぞれの構造や機能、人間の理性の力、自然哲学の振興、「キリスト教の道理」の追究、国家の経済政策、非国教徒の経済活動、教皇主義諸国との対抗、これらの課題にロックは、『寛容書簡』を出版するまでの経過において、ほぼ同時並行的に取り組むことになる。こうしたロックの取り組みは、『寛容論』から『寛容書簡』への展開を考える上で、さらに『寛容書簡』を丹念に読み込む上でも、その考察を避けて通れないものとなるだろう。

(102) 「寛容を伴う包容」は 'Mr. John Humphrey's Papers given to the Parliament-Men. Comprehension with Indulgence' とし M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Part III, pp. 143-147 に所収。以下 [J. Humphrey:] 'Comprehension with Indulgence' と略記し、所収頁に従う。注(87)参照。 *Comprehension with indulgence* のタイトルをもつ独立した論考は、H3675A というウイングのカタログ番号をもつ。ロックはこの論考を所持し、*The Library of John Locke* の編者は、出版年を一六八〇年と推測する。(John Harrison and Peter Laslett: *The Library of John Locke*, Oxford, Second Edition 1971, First Edition 1965, Nos. 825, 1532c.) 当時の状況やハンフリーの活動から見て、「寛容を伴う包容」が独立した論考として、一六八〇年や一六八九年に出版された可能性は否定できない。次の論文を参照。H. Horwitz:

- 'Protestant Reconciliation in the Exclusion Crisis', *Journal of Ecclesiastical History*, 15, 1964, pp. 207-208.
- (103) 緩和法案については、青柳かおり「チャールズ二世の治世における緩和法案」、史潮、新四七号、二〇〇〇年、および同「王政復古期イングランドにおける包括法案と寛容法案」、史學雜誌、第一〇八編第六号、一九九九年、四六ページ。
- (104) [J.Humfrey:] 'Comprehension with Indulgence', p. 145.
- (105) [J.Humfrey:] 'Comprehension with Indulgence', p. 146.
- (106) M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Appendix, p. 72. R. Baxter: *Of National Churches*, 1691, in W. Myers (ed.), *op. cit.*, pp. 218, 219.
- (107) J. Corbet: *The Interest of England in the matter of Religion*, pp. 84-86, 134-135. ditto: *A Discourse of the Religion of England*, 'The Preface', p. 48.
- (108) M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Appendix, pp. 68.
- (109) M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Appendix, pp. 100-101. [J. Humfrey:] 'Comprehension with Indulgence', p. 146. Gildas Salvianus [R. Baxter]: *The Poor Husbandman's Advocate to Rich Racking Landlords*, 1691, in W. Myers (ed.), *op. cit.*, pp. 224-225, 227, 232. P. Toon: *The Correspondence of John Owen*, pp. 142, 144.
- (110) M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Part III, p. 131.
- (111) J. Corbet: *The Interest of England in the matter of Religion*, pp. 42, 80-81, 101-102, 108-109, 136, 138.
- (112) *Ibid.*, pp. 70-71.
- (113) M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Lib. I. Part II, pp. 262, 434, Part III, p. 169, Appendix, p. 77. [J. Humfrey:] 'Comprehension with Indulgence', p. 146.
- (114) 今関恒夫『ピューリタニズムと近代社会』みすず書房、一九八九年、一九六—一九七—二〇五—二〇六ページ。D. A. Spaeth: *The Church in an Age of Danger*, Cambridge, 2000, pp. 6-7. Ann Whiteman (ed.): *The Compton Census of 1676: A Critical Edition*, London, 1986, Introduction pp. xxxvii, xl, and n. 71. ホブソートマンは「バプテシタ俗人信徒の行動を、政治的理由によつて「一時的 occasional 信徒」や区別して「部分的 partial 信徒」と呼ぶ。この語法は次の論考を参照せよ。M. Goldie and J. Spurr: 'Politics and the Restoration Parish: Edward Fowler and the Struggle for St. Giles Cripplegate', *English Historical Review*, Vol. CIX, No. 432, 1994, p. 581.
- (115) [J. Humfrey:] *A Case of Conscience*, p. 28.

- (116) [J. Humfrey:] 'Comprehension with Indulgence', p. 146.
- (117) [J. Humfrey:] *A Case of Conscience*, pp. 9, 14, 22-26, 28-29.
- (118) M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Lib. I. Part II, p. 247.
- (119) J. Corbet: *The Interest of England in the matter of Religion*, pp. 52-53.
- (120) J. Corbet: *A Discourse of the Religion of England*, 'The Preface' A2v, p. 36.
- (121) J. Locke: 'On Samuel Parker' (1669-70), in M. Goldie (ed.): *Locke Political Essays*.
- (122) 山田「ジョン・ロック『寛容論』における非国教徒観」一三三〇—一三三二ページ。
- (123) 中村恒矩「ロックの寛容論についての覚書」一橋論叢 第四四卷第二号、一九六〇年。
- (124) J. Locke: *An Essay concerning Toleration*, D4 (21) - D5r (22).
- (125) G. J. Schochet: 'From Persecution to "Toleration"', in J. R. Jones (ed.), *Liberty Secured? Britain before and after 1688*, Stanford, 1992, p. 127.